

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

最終更新日:2016年7月25日

田淵電機株式会社

代表取締役社長 貝方士 利浩

問合せ先:取締役 経営管理本部 統括 佐々野 雅雄

証券コード: 6624

<http://www.zbr.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は、事業活動を通じて、社会とステークホルダーに対し、企業価値の向上と持続的な発展をとげることが存在意義であり、使命であると考えております。その事業活動の行動、運営については、法令遵守と環境への配慮のもと、公正、公平、透明なものでなければないと認識しております。当社は、これらの下で事業活動を進めるにあたり、その基本であるコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。具体的には、当社の経営理念を全員が実践するために、事業活動のそれぞれの局面において遵守すべき具体的な事項を定めた「企業行動規範」を掲げて、常にこれに従うことを実践しています。

【経営理念】

「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」

【企業目的】

田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することです。

【企業行動規範の基本理念】

1. 経営理念に基づく事業活動
2. 価値創造による社会貢献
3. 社会との密接なつながり
4. 信頼される事業活動
5. 地球環境との共生
6. 人権尊重と法令順守
7. 情報など適切な管理

このように当社は、経営理念を誠実に遵守し、経営の透明性、健全性、遵法性を確保する為に、下記のような企業統治体制を構築しています。当社は、会社法に基づく監査役制度を採用しており、現在3名の監査役を任命し、うち2名が会社法に定める「社外監査役」であります。なお、経営の透明性と迅速性をさらに向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、執行役員制を導入し、取締役会が有する「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」とを分離しております。これにより、取締役会は当社グループ全体の視点に立った経営意思決定と経営全般を指揮監督する役割と責任を担っております。

取締役会は、原則として毎月1回開催しており、付議事項の審議ならびに執行役員より重要な報告を受けた内容について、経営意思決定を行っております。また、必要に応じて臨時の取締役会を適時開催し重要事項の審議を遅滞無く進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

<原則1-2(4) 議決権の電子行使と招集通知の英訳>

当社は、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて議決権電子行使の活用と招集通知やIR資料の英訳について前向きに検討を行ってまいります。

<補充原則4-1(3) 取締役の役割・責務>

当社では、現時点においては最高経営責任者である代表取締役社長の後継者育成計画を明確に定めていません。指名諮問委員会において、社内外を問わず経営者として相応しい人格、見識、実力等を備えているかを判断して人物選定を行うこととしています。

<補充原則4-8(2) 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、独立社外取締役2名であり、経営陣との連携に係わる調整のために筆頭独立社外取締役を選任する必要はないと考えています。

<補充原則4-14(2) 取締役、監査役のトレーニング>

当社では新任常勤取締役につきましては、就任時に取締役として遵守すべき法的な義務、責任等に関する外部研修を実施しております。常勤役員に関しましては、定期的に開催している役員向けコンプライアンス研修の他、任意で各種社内外研修への参加の機会を設けております。社外取締役・社外監査役に関しましては、役員としての十分な知見を有していると考えており、就任時に当社に関する事業概況の説明、及び個別に事業拠点訪問の機会を設けております。またそれらに加えて必要に応じて、トレーニングの機会を提供してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

<原則1-4 いわゆる政策保有株式>

当社の政策保有株式に関する方針は、業務提携、取引の維持強化等、取引先との中長期的な事業上の関係、及び、経営上の合理的な理由などを総合的に勘案し判断することとしています。また定期的に保有継続に関し、取締役会にて審議しています。

また、議決権の行使基準については、主として投資先企業の企業価値向上(及び株主価値向上)の観点から判断しています。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社は、「企業行動規範」において、全役職員の利益相反行為の禁止を定めています。実際の手続きとしましては、コンプライアンス規程の中に「関連当事者取引管理規程」を定めて管理しています。具体的には、関連当事者間の取引を行うにあたっては、取引の合理性と取引条件の妥当性について取締役会にて十分に審議の上で承認を得ることとしています。グループ会社役員に関しては、1年に1回、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っています。

<原則3-1 情報開示の充実>

(1)会社の目指すところ

当社はホームページ並びに適時開示システムにて、当社の持つ技術、中期経営計画における目標と事業別の取組みについてわかりやすく説明しています。

【当社の技術】

1925年、当社が珪素鋼板の打ち抜き加工から創業し、トランスや電源ユニットを経て、太陽光発電用インバータまで事業領域を拡大するうえで大切にしてきたのは、制御、冷却、破壊力学などの「要素技術」です。アナログ技術によるカスタマイズを主に長年事業を展開してきた当社が、デジタル技術を駆使し、パワーコンディショナの標準品を開発することができたのは、軸をぶらさずこれら要素技術を守り抜き、磨き続けることで、さまざまな基幹技術・応用技術を高めていくことができたからです。

当社はこれまで、「電気を活用して電気を生み出す」事業に取り組んでまいりました。具体的には、創業以来の技術であるトランスや、その発展形であるパワーコンディショナなどです。創業百年を前にした田淵電機はいま、新しい領域へのチャレンジを加速させています。上記の要素技術は必ず保持刷新しなければなりません。この刷新のためには、必ず先端技術が関与します。小型高周波化のために、パワーデバイス(SiC、GaN)への刷新、あるいは新磁性体、新巻線形式へと刷新することになります。

技術者にとって「当たり前」に見える技術であっても、新しい発見や研究により、進化している事も少なくありません。また常識だと思われていた技術が、いつのまにか陳腐化していることもあります。こうした時代の変化に対応し、先端技術トレンドのミックスによってそれを保持・刷新するための取り組みの一つが、エキスパートの育成・支援なのです。

こうした様々な取り組みは、色々な形で実を結び始めており、パワーコンディショナをはじめ、小型・高性能変成器の分野で新しい結果が出始めています。

部品メーカーとして出発した私どもは、技術への真摯な姿勢を軸に、ますます高度な技術への挑戦を進めて参ります

当社の技術 <http://www.zbr.co.jp/technology/policy.html>

【中期経営計画の概要】

基本戦略:Global Power-Solution Company

「世界をフィールドとして捉え、人々のニーズ(シーズ)に対していち早く、一味違うソリューションを提供できる会社、また、世界の人々から感謝され、一目置かれる会社になること」

個別戦略

1)事業領域の明確化

(エネルギー分野、産業機器分野、ヘルスケア・医療機器分野、輸送機器分野)

2)製品開発方針の明確化

(三層マーケティング体制による製品開発体制の構築、E1000構想:2020年技術プロフェッショナル人員1,000名体制)

3)経営基盤の強化

(先進技術への積極的R&D投資により長期優位性の確保、人財を軸とした組織体制の強化 人事制度・ガバナンス体制・ダイバーシティー・コーポレートブランド)

定量目標

第1ステージ(2018年3月期)売上高750億円、営業利益120億円

第2ステージ(2021年3月期)売上高1,000億円

中期経営計画(MBP20) http://www.zbr.co.jp/ir/mid_term.html

(2)当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については本報告書の「1、基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針ならび手続きについては、有価証券報告書にて開示しています。http://www.zbr.co.jp/ir/news/docs/yuuka78_20160629.pdf

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っています。基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会にその上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき設定しています。また、賞与についても、当期の業績に基づいた総額を原資として、各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を、独立社外役員を構成メンバーに含む「報酬諮問委員会」で審議を行い、取締役会および監査役会で決議します。

(4)取締役および監査役の選任と指名に関する方針ならび手続きについては、社内外から幅広く候補者を人選し、優れた人格、見識と高い経営能力を有する候補者を選定しています。なお、社外役員は、各分野における豊富な経験・知見を有し、当社の中長期的な企業価値向上への助言や経営監督など専門的かつ客観的な視点からその役割、責務を果たすことができる方を指名しています。手続きとしては、独立社外役員を構成メンバーに含む「指名諮問委員会」にて審議し、監査役会および取締役会で決議します。

(5)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由は株主総会招集通知にて開示しています。

招集通知 (<http://www.zbr.co.jp/ir/news/docs/syousyu78.pdf>)

<補充原則4-1(1) 取締役の役割、責務>

当社は、通常の業務執行に関しては、取締役会規則にて執行役員会へ委嘱する事項を定めて推進しています。よって取締役会は、会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するため、各事業部門の業績進捗状況等を監督し、適法且つ迅速に重要事項(経営計画や経営戦略等)に対する適切な意思決定を行っています。なお、経営陣が執行できる範囲は職務権限規程にて規定しております。

<原則4-8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、社外取締役のうち、2名の独立役員を指名しています。両名は、事業会社の経営者として豊富な経験を有しており、独立した客観的な立場から業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。

<原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識を重視しています。東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

<補充原則4-11(1) 取締役会、監査役会の実効性確保のための前提条件(バランス、多様性)>

当社の取締役の選任については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して取締役会全体の知識、経験、能力のバランス、多様性を確保し、社外取締役については、企業経営者、有識者などを、経験、見識、専門性を考慮し、複数名選定することとしています。社内取締役については、当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験、見識、専門性などを総合的に評価、判断して選定しています。手続きとしては、社外取締役をメンバーに含む指名諮問委員会にて審議して取締役会で決議します。

<補充原則4-11(2) 取締役会、監査役会の実効性確保のための前提条件(他社役員兼職)>

当社の社外取締役、社外監査役の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告や参考書類ならびに、有価証券報告書および本報告書にて毎年開示しています。

＜補充原則4-11(3) 取締役会、監査役会の実効性確保のための前提条件(実効性分析評価)＞

当社の取締役会全体の実効性の分析、評価については、平成28年4月から5月にかけてアンケート方式により全取締役、監査役の自己評価を実施しました。総じて、高い評価が得られ、取締役会の実効性が十分確保されていることを確認しました。

(評価内容)

(1)取締役会の機能は十分発揮されているか

(2)取締役会の構成(規模・バランス)は適切か

(3)議案の量と内容及び検討時間の確保ができているか

(4)取締役会の運営方法(頻度・時間・進行方法)は適切か

(5)取締役会の支援体制(事前説明・社外役員の情報交換の機会・トレーニング)について

課題としては、グローバル化が進む中でより一層ダイバーシティーを進める必要性の認識と社外役員間の情報交換の機会をより一層増やす必要性を確認しました。

以上の結果を踏まえ、今後の取締役会の運営を適宜改善して行くことにより、継続的に実効性の向上を図ってまいります。

＜補充原則4-14(2) 取締役、監査役のトレーニング＞

当社では新任常勤取締役につきましては、就任時に取締役として遵守すべき法的な義務、責任等に関する外部研修を実施しております。

常勤役員につきましては、定期的に開催している役員向けコンプライアンス研修の他、任意で各種社内外研修への参加の機会を設けております。

社外取締役、社外監査役につきましては、役員としての十分な知見を有していると考えており、就任時に当社に関する事業概況の説明、及び個別に事業拠点訪問の機会を設けております。またそれらに加えて必要に応じて、トレーニングの機会を提供してまいります。

＜原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針＞

当社は、株主との対話並びに投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えています。

当社では、経営企画部門がIRを担当しており、大阪本社、東京支社それぞれで株主からの問い合わせ並びに面談要請に対応しています。なお、中間及び期末の決算発表後は、機関投資家対象に経営陣が出席して、決算説明会を実施し、決算状況や将来展望の説明、意見交換を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
T D K 株式会社	8,000,000	19.75
美登里株式会社	2,824,937	6.97
株式会社みずほ銀行	1,883,655	4.65
田淵暉久	1,195,433	2.95
株式会社錢高組	900,000	2.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	862,800	2.13
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	639,818	1.58
ミヨシ電子株式会社	635,000	1.57
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	625,000	1.54
株式会社三井住友銀行	600,000	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
塩津 晴二、	他の会社の出身者							△			
早野 利人	他の会社の出身者										
齋藤 昇	他の会社の出身者								○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩津 晴二、	○	塩津 晴二、氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。また、同氏は平成12年4月に当社の主要な取引先であるシャープ株式会社の代表取締役副社長に就任し、平成15年6月に退任しました。	過去当社の主要な取引先であるシャープ株式会社の代表取締役副社長でしたが、同社を退職後10年経過していること及び同社とは経済的に独立していること並びに同社と当社の取引に関わる意思決定に影響を与える関係にないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員としております。
早野 利人	○	早野 利人氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで経営体制をさらに強化できると判断したことから本人の同意のもと、独立役員に指定いたしました。
齋藤 昇		齋藤 昇氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、同氏は当社の主要株主であるTDK株式会社の業務執行者であります。	当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け、経営全般に的確な助言をいただくこと

TDK株式会社は当社の株式を約19%保有する主要株主です。で、経営体制をさらに強化できる判断としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮詢委員会	6	0	4	1	0	1 社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮詢委員会	5	0	3	0	0	2 社内取締役

補足説明

【その他について】

＜指名諮詢委員会について＞

同委員会は、取締役及び執行役員の指名に関し、期待要件を審議し、候補者を取締役会へ推薦しております。これにより、取締役及び執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しています。委員長は取締役から互選より選出し、社外監査役1名をメンバーに含みます。

＜報酬諮詢委員会について＞

同委員会は、当社取締役及び執行役員の報酬の仕組みと水準を審議し、取締役会へ諮詢しております。これにより、報酬決定のプロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た個別報酬の妥当性を検証しています。委員長は取締役から互選により選出し、常勤監査役1名と非常勤監査役1名をメンバーに含みます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携を保つため、監査役会へ出席を求めたり随時ミーティングを実施することによって、情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米田 秀実	弁護士													
林 浩志	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田 秀実	○	米田 秀実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。同氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士です。同事務所と当社の間には、業務委託に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同事務所の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。	弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、豊富な実務経験を有する法律専門家としての観点から経営を監視し、適時適切な指導及び助言を得ることにより経営の客觀性を高め、かつ遵法性を保つことができるものと判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性にかかる判断基準のいずれにも該当していないこと、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、本人の同意のもと独立役員に指定いたしました。
林 浩志	○	林 浩志氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	税理士の資格を有しており、経理面の専門家としての観点から経営を監視し、適時適切な指導及び助言を得ることにより、経営の客觀性並びに透明性を高めることができるものと判断いたしました。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性にかかる判断基準のいずれにも該当していないこと、その他一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、本人の同意のもと独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

経営陣の報酬は、月額報酬と役員賞与により構成しています。会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。役員賞与は、毎年の連結経常利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向などを総合的に勘案の上、検討しています。また、当社は平成19年6月28日開催の株主総会において役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員持ち株会を発足し役員報酬のうち一定額を拠出することとしており、もって中長期的な企業価値向上に向けた動議付けの一環としております。当社の経営陣の報酬に関しては、独立役員を構成メンバーに含む報酬諮問委員会にて、取締役会に上程する案を審議し、取締役会で決議します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりです。

取締役:190百万円(支給人員7名)
うち社外取締役に対し20百万円(支給人員3名)

監査役:30百万円(支給人員3名)
うち社外監査役に対し10百万円(支給人員2名)

合計:220百万円(支給人員10名)

(注)平成26年6月27日開催の第76回株主総会の決議により決定された報酬限度額は、取締役は年額3億円(うち社外取締役は年額30百万円)、監査役は年額50百万円(うち社外監査役は20百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額(取締役:年額3億円、うち社外取締役は年額30百万円)(監査役:年額50百万円、うち社外監査役は20百万円)の範囲内において決定します。各取締役の年額報酬は、取締役会に設置された報酬諮問委員会において決定し、取締役会にその概要を具申し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役のための専従スタッフは配置しておりませんが、取締役会並びに執行役員会の事務局である経営企画部門が、取締役会決議資料以外にも、月次決算書や営業近況等の全社会議の資料について専用ポータルサイトを利用して適時提供を行っており、かつ、重要な個別議案に関しては、事前説明を実施するなど、社内・社外の区別なくサポートしております。また、内部監査部門は、規程にて内部監査及び監査役監査の実効性を高めるために監査役との連携に関して取り組むことを取り決めており、定期的に監査役会への出席を行い、活発な意見交換を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制を採用している理由及び概要

当社は、監査役設置会社であります。当社の各事業に関する豊富な知識と経験を持つ取締役が業務執行を監督し、株主を含む幅広いステークホルダーの視点に立脚した社外取締役が取締役会の意思決定に関し企業価値向上に向け適切な意見並びに助言を行うことで、当社の経営基盤の安定と経営の透明性をより一層高めることができ、また、社外監査役を含む監査役会による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しており、この体制を採用しております。

(2) 業務執行及び監督機能

当社の取締役会は取締役7名で構成され、原則として月1回開催し、当社の経営方針及び業務執行を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督する機能を有しております。当社は、平成26年6月に、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入しました。執行役員は、取締役会で選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。また、執行役員全員によって構成される執行役員会(毎月開催)を設置し、取締役会の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。

また、当社は、取締役会の下に4つの委員会を設置しております。

【CSR委員会】

社会から信頼され、支持される企業となることをめざし、全てのステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を担う存在として、あらゆる事業を適切に推進することを目的とするCSR活動の基本的な方針について調査・審議・決定しています。

【情報開示諮問委員会】

透明性の高い経営の実現を目指すべく、東京証券取引所から適時開示が求められている発生事実や決定事実、金融商品取引法や会社法に基づき開示する情報等、法令や規則に基づき開示する「重要な情報」について開示の内容や範囲が適正であることを審議・承認しております。

【報酬諮問委員会】

当社役員(取締役、執行役員、理事、顧問)の報酬に関する基本方針及び個人別の報酬等の内容の決定を行い、報酬決定プロセスの透明性並びに妥当性を検証します。

【指名諮問委員会】

当社役員(取締役、執行役員、理事、顧問)の人事に関する選考基準・方針の策定と候補者の選定および現職の評価を行い、選任の妥当性及び決定プロセスの透明性を確保しています。

(3) 社外取締役の役割・機能

社外取締役を選任している理由に記載の通り、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有する社外取締役が当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言を行うとともに、取締役会での発言等を通じて、取締役会の意思決定の適正性を確保する役割を担っております。

(4) 監査機能及び監査役の機能強化に係る取組み状況

監査役会につきましては、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であります。監査役会は月1回の監査役会のほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催しております。監査役は取締役会及び執行役員会等の重要会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産状況に関する調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査するとともに、必要に応じて取締役及び取締役会に対し助言又は意見の表明等を行っております。また、監査役は内部監査室及び会計監査人と監査計画、監査方針、及び監査実施状況に関して定期的な意見交換会を行っております。

内部監査については、専任部署として内部監査室を設置し、包括的な内部監査を実施しております。会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、当該監査法人の監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状の体制を採用している理由及び概要」に記載のとおりです。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の総会議案の十分な検討期間の確保と情報の正確性を担保しつつ、招集通知の早期発送に努めています。今期の招集通知の発送は、株主総会の20日前に発送をし、東京証券取引所のホームページには30日前に公開をしました。
その他	株主総会は、ご出席いただく株主様とのコミュニケーションの場と捉え、会社の取り組み状況などわかり易く伝えるためビジュアル化の推進や、会場での製品展示などを行っております。電磁的方法による議決権行使の環境整備と招集通知の英文での提供についても前向きに検討を行ってまいります。

2. IRに関する活動状況 [更新]

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト http://www.zbr.co.jp/disclosure_policy.html において、「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による決算説明会ならびにスモールミーティング(2回／年)を開催しています。 また、国内機関投資家等への定期的な個別訪問・来社ならびに電話会議の対応を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.zbr.co.jp/ir/index.html にIR情報を掲載しております。 主な開示の種類は次のとおりです。 中期経営計画、有価証券報告書・四半期報告書・臨時報告書・決算短信等の決算資料、内部統制報告書、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集通知・決議通知・年次報告書・中間報告書等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、経営管理本部の担当取締役がIR活動の責任者であり、経営企画部門が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主との対話並びに投資家に対する情報発信は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために不可欠なものと考えています。社内規程では、企業行動規範、コンプライアンス規程において各ステークホルダーの尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供については、企業行動規範にて、「さまざまなステークホルダーに対して、当社の公正かつ正確な財務情報や、経営方針、事業活動などの企業情報を、適時適切にわかりやすく提供するように努めます。あわせて、社会からの当社に対する評価や要望・意見を謙虚に受け止め、これを事業活動に役立てるように努め、透明性の高い企業であり続けます。」を掲げて実践しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけ、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人が、法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、全ての役員及び使用人に対して周知することとしています。

2.当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行います。

3.当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。

2.当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。

3.当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

2.当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。

3.当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1.当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準拠したコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。

2.グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。

3.当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1.当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。

2.当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制及び当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。

2.当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。

3.当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めるができるものとします。

4.当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。

5.当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。

6.当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根柢規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としております。

これを実現するための具体的な行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」する

ことを明文化しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、平成26年1月より「反社会的勢力対応規程」を制定し、各取引先との取引においてインターネット等を利用し、反社会的勢力との関係が無いことを確認した上、取引を行っております。また、万一相手先が反社会的勢力であることが判明した場合、事前・事後を問わず契約を拒絶・解除できるよう、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を追加導入し、反社会的勢力の侵入排除に努めております。また、既存取引先、役職員、株主についても、一定の基準で定期的な調査を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新が決議されました。

本買収防衛策の目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」といいます。)が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを導入することです。

本買収防衛策の有効期限は、3年間とし、実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当を行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には新株予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減されることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

新株予約権の割当条件は、全ての株主に、1株に対し1個の新株予約権を無償で割り当てますが、持株比率20%以上の買収者等には行使を認めない条件といたします。(但し、その者が買付けを行うことが当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反しないと、当社取締役会が経済合理性に基づいて、個別に判断した場合を除く。)新株予約権の行使価額は、1円以上時価の半額以下の範囲内で別途定める額とし、株式の種類及び数は、普通株式1株とし、買収防衛策の発動が不要となったときに備え、取得条項付新株予約権といたします。

独立委員会の役割は、取締役会の諮問機関として、取締役会の裁量権の濫用と恣意的判断を排除する為、当社経営陣から独立して、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、買付け等の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告することです。

以上のように、本買収防衛策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、公正・公平・透明性に十分配慮して策定しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

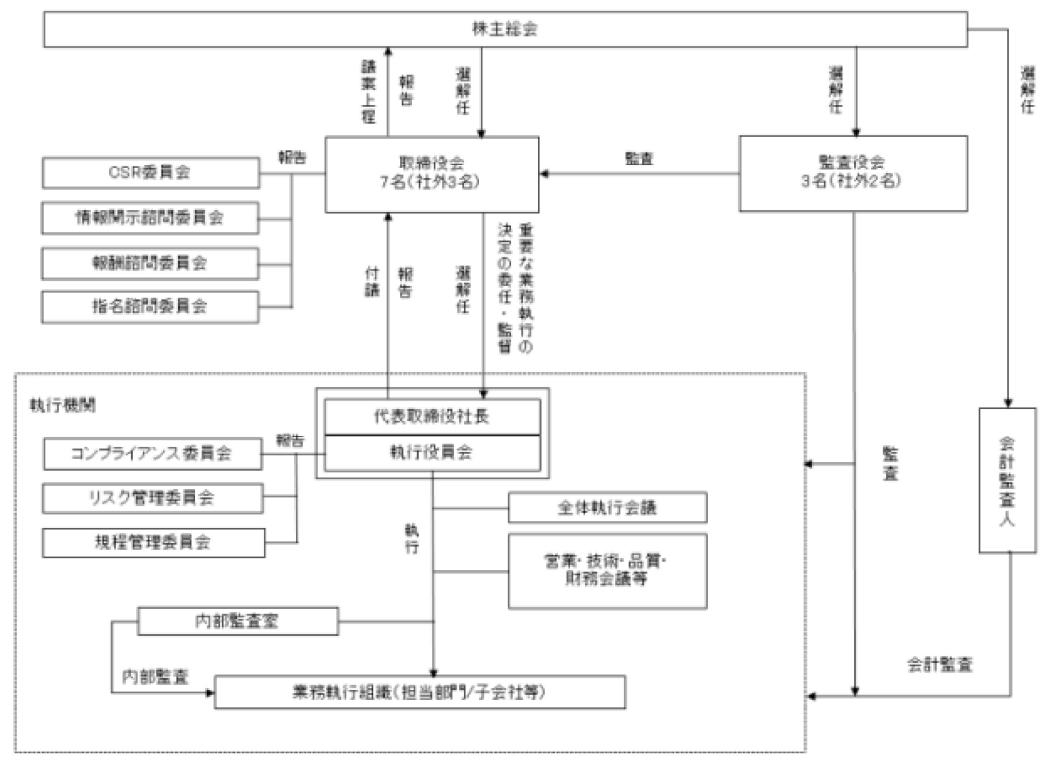
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社グループは、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、株主、顧客、投資者等のステークホルダーの皆様に対して、企業の社会的責任を十分に認識し、当社各部門及び当社子会社の保有する会社情報の共有化を図り、社外への情報開示につきまして適時適切に誠実に取り組んでおります。

当社では、各部門及び当社子会社の経営関連情報(決定事実・発生事実)は経営企画担当部門に、財務情報(決算情報)は経理財務担当部門に集約される仕組みとなっており、ここから決算情報は、決算開示検討会を経て、その他の決定事実と発生事実は直接、情報開示諮問委員会にて審議が行われ、代表取締役社長(必要に応じて取締役会)の承認を得た後に、速やかに適時開示を行う管理体制を整っております。

なお、社内のチェック機能につきましては、「インサイダー情報管理規程」「文書管理規程」、「電子情報セキュリティ規程」を定め、機関決定後の重要な情報の取扱いについては最新の注意を持って取り扱っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



適時開示体制模式図

